

◎新潟県告示第1076号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を次のとおり承認した。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 事業規程を定めた農地中間管理機構の名称  
公益社団法人新潟県農林公社
- 2 承認に係る事業の種類
  - (1) 農地売買等事業（法第7条第1号に掲げる事業をいう。）
  - (2) 農地売買信託等事業（法第7条第2号に掲げる事業をいう。）
  - (3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。）
  - (4) 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）
- 3 承認年月日  
平成26年6月27日